

令和7年4月吉日

被保険者・被扶養配偶者各位

日本国土開発健康保険組合
電話番号:03-4361-1706

婦人科検診の費用補助のご案内

当健康保険組合では、令和3年度より疾病予防事業として乳がん検診及び子宮頸がん検診の費用補助を実施しております。令和7年度も下記の通り実施いたします。

乳がん検診の対象年齢は40歳以上、子宮がん検診の対象年齢は20歳以上(の被保険者・被扶養配偶者)となっておりますので、対象者の方は毎年1回、乳がん検診・子宮がん検診をこの機会にご受診ください。

【乳がん検診】

1.対象者

40歳以上(令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に)の
被保険者・被扶養配偶者

2.検診項目

視触診・マンモグラフィー・乳腺超音波

【子宮頸がん検診】

1.対象者

20歳以上(令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に)の
被保険者・被扶養配偶者

2.検診項目

内診・頸部細胞診(医師採取法)・経膣超音波

【補助金額・利用制限】

乳がん検診・子宮頸がん検診、それぞれ 5,000 円(税込み)まで補助いたします。

年度内1回の補助となります。

(人間ドックなどのオプションで受診される場合は各健診の受診期限まで)

※保険診療で検査を受けた場合は、補助金の支給は出来ません。

【検診施設・要領】

ご都合のよい医療機関で受診してください。

医療機関へのご予約は、ご自身でお願いいたします。

検診料金については、医療機関に全額お支払いください。

※人間ドックなどのオプションとして上記の検診を受診される場合も、同様に補助の対象になります。

その場合のお支払いは、補助金額を超過した金額をお支払いください。（申請は不要です）

※市区町村で実施する検診受診で自己負担があった場合も対象になります。（要申請）

【申請方法】

「補助申請書」をご記入の上、領収書の原本と検診結果のコピーと一緒に健康保険組合へご提出ください。

※領収書には「受診者名」「医療機関名」「金額」「受診日」「検診内容」が明記されていること。

※健診結果は必ずコピーを添付してください。

※乳がん・子宮頸がんを同じ医療機関で受診した場合の領収書の「金額」は

それぞれの検診金額が分かる様にしてください。

（領収書に内訳を明記もしくは、金額表記のあるパンフレットや受診案内などを添付）

※市区町村で実施する検診で自己負担があった場合は、自己負担分の領収書及び自治体から配布された案内書のコピーも添付してください。（対象者と自己負担額が明記されているもの）

【支給方法】

申請に基づき、健保から事業主経由で補助金を支給いたします。（給与口座へ振込）

任意継続保険の方は当組合に登録されている給付金振込口座にお振込みいたします。

【ご注意】

・保険診療で検査などを受診された場合は、補助の対象外です。

・乳がん・子宮頸がん検診を同時に受診した場合に、どちらか一方が補助金額に満たなくても合算での補助金申請は出来ません。

・それぞれの検診につき、5,000 円（税込み）までの補助となります。

・人間ドックなどのオプション検査で受診されていた事が、給付後に分かり、給付が重複していると判明した場合には、超過費用をご請求（返還請求）いたします。

ご不明な点がございましたら、健康保険組合までお問い合わせください。